

入札条件

1. 本件入札に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、庄内広域行政組合契約に関する規則（昭和47年規則第3号）に定めるもののほか、本条件に定めるところによる。
 2. 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
 3. 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
 4. 入札参加者の連合その他の理由により、入札を公正に執行することかできないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
 5. 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 記名押印を欠く入札
 - (3) 金額を訂正した入札
 - (4) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
 - (5) 明らかに連合によると認められる入札
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
 6. 入札をした者は、入札後、現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
 7. 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
 8. 低入札価格調査制度を採用する。
 9. 落札者は、契約締結後1か月以内に建設業退職金共済組合にかかる掛金収納書を提示すること。
 10. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 11. 本工事が指定建設業に係る工事で、工事を施工するために締結した下請け契約の請負代金の合計額が3,000万円（建築工事業にあっては6,000万円）以上となる場合は落札者は指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を本工事の監理技術者として専任で設置しなければならないこと。
 12. 本工事が指定建設業に係る工事で、請負代金の額が2,500万円（建築一式工事にあっては5,000万円）以上となる場合は、落札者は指定建設業主任技術者又は指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を本工事の専任で設置しなければならないこと。
 13. 指名を受けた者が入札を辞退する場合は、次により取り扱うものとする。
 - (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参し、または郵送（書留で入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- ※ ただし、業務委託の場合は、8、9、11及び12は適用しない。